

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工金融課に到達するよう意見書を提出することができる。

令和元年11月29日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
togo town aoyama
宮城郡利府町青山二丁目2番1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ハウジング青木 代表取締役 青木 円
栃木県宇都宮市西刑部町2539番地21
- 3 変更しようとする事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前)
マックスバリュ南東北株式会社 午前8時から午後11時まで
有限会社フジヤ 午前10時から午後7時まで
(変更後)
マックスバリュ南東北株式会社 午前8時から午後11時まで
有限会社フジヤ 午前9時から午後8時まで
- 4 変更の年月日
令和元年11月22日
- 5 届出年月日
令和元年11月19日
- 6 縦覧場所
宮城県経済商工観光部商工金融課、宮城県県政情報センター及び利府町役場
- 7 縦覧期間
令和元年11月29日から令和2年3月30日まで（ただし、閉庁日を除く。）
- 8 意見書提出先

仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号
宮城県経済商工観光部商工金融課

9 意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」
(経済産業省告示第 16 号) 及び意見書様式を参考のこと。